

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

小山市（以下「市」という。）及び公益社団法人被害者支援センターとちぎ（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び小山市犯罪被害者等支援条例（令和3年小山市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、犯罪被害者等の支援における相互の連携と協力に関し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 市及びセンターは、犯罪被害者等の心情に配意し、連携協力して犯罪被害者等に接することにより、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復と、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

（連携協力）

第3条 市及びセンターは、犯罪被害者等からの相談により、連携して支援を推進する必要があると認めるときは、犯罪被害者等が当該犯罪等による副次的な被害及び更なる犯罪等による被害を受けないよう配慮するとともに、双方協議のうえ、適切な支援を行うこととする。

2 市及びセンターは、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携協力をを行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 市及びセンターは、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報を、小山市個人情報保護条例（平成13年小山市条例第2号）の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

2 市及びセンターは、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を、この協定を運用する目的以外に利用してはならない。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項で協議する必要が生じたとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、市及びセンターは協議して必要な事項を決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月2日

小山市

市長

渕野正富



公益社団法人被害者支援センターとちぎ

理事長

水沼壽美里

